

平成26年度第3回

瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

平成27年1月14日（水）

西 多 摩 郡 瑞 穂 町

平成26年度 第3回 瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成27年1月14日(水) 午後1時30分から午後2時30分

2 場 所 町民会館 第2会議室

3 出席者 会 長 倉内 邦雄
委 員 根本 忠 委 員 中田 利子
委 員 村上 文男 委 員 高水 松夫
委 員 青松 東星 委 員 岩永 克美
委 員 中野 さとみ 委 員 田嶋 榮子
委 員 岩田 松雄 委 員 渋谷 俊悦

4 欠席者 委 員 川間 公雄

出席した者の職氏名

住民部長	横澤 和也	
住民課長	小野 基光	税務課長 佐久間 裕之
納税係長	池田 朋代	特定健診係長 鳥海 博幸
国保係長	井上 裕司	国保係 村野 之男

5 議 題 (1) 平成27年度瑞穂町国民健康保険税の改定について
(2) 平成27年度瑞穂町国民健康保険特別会計予算(案)について
(3) その他

6 傍聴者 0名

7 配布資料 ① 会議次第
② (資料1) 平成27年度瑞穂町国民健康保険特別会計予算(案)
③ (資料2) 平成27年度税制改正による影響

開 会 午後1時30分

(住民課長)

本日はお忙しい中、会議にご出席していただきありがとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。それでは会議を始めさせていただきます。最初に資料の確認をさせていただきます。①会議次第、②資料1【平成27年度瑞穂町国民健康保険特別会計予算(案)】、③資料2【平成27年度税制改正による影響】資料は大丈夫でしょうか。

国民健康保険運営協議会規則第6条の規定により議長は会長にお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

(議長)

皆さん、こんにちは。本年もよろしくお願ひいたします。寒い日が続いておりますが、その中で、多忙のところ出席していただきありがとうございます。議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

本日の出席者は10名です。定数に達しておりますので、平成26年度第3回国民健康保険運営協議会を開会いたします。次第に従いまして議事を進めます。なお、本日の会議録の署名委員には、渋谷委員、根本委員にお願ひしたいと思います。

最初に町長から瑞穂町国民健康保険運営協議会に諮問があります。町長の代理として横澤住民部長から挨拶と諮問事項についてお願ひします。

(住民部長)

・・・<住民部長挨拶省略>・・・

・・・<町長に代わり住民部長が諮問事項について口述し、

会長に諮問書を手渡す。他の委員には諮問書の写しを配布>・・・

(議長)

それでは、会議次第に従いまして議事を進めます。

議題(1)「平成27年度瑞穂町国民健康保険税の改定について」を議題といたします。この件につきましては、昨年の暮に町長から諮問を受けたものと、今回受けたものについて1月16日までに答申することになっておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは事務局より説明を願ひます。

(住民課長)

「平成27年度瑞穂町国民健康保険税の改定について」ご説明いたします。前年度にこの協議会で3か年かけて10.51%の引上げすること、所得割、均等割を同率同額で改定することにご承認をいただきました。平成27年度の改定は昨年提案した改定と同じものです。全体の引上げ率は、約2,700万円で3.5%の引上げになります。第2回で配布しました資料4でモデルケースを説明しています。単身世帯で給与収入が150万円ですと平成27年度の国民健康保険税は、77,600円で3,500円の増額となり4.7%の増となります。3人世帯の夫婦と子供一人で給与収入が300万円の方ですと、平成27年度の国民健康保険税は、223,300円で9,700円の増額となり4.5%の増となります。60歳から64歳の夫婦世帯で年金収入300万円の方ですと平成27年度の国民健康保険税は、192,700円で8,800円の増額となり4.8%の増となります。そのほかに前回配布の資料4に平成26年度と平成27年度の保険税を比較したものを記載しています。

前回第2回の会議では、委員の方から国保税の改定の目的について、国保税の改定による繰入金、繰入率がどうなるのか。今後も繰入率は他の自治体と比べて多い状態が続くのかなどといっ

たご意見をいただきました。続きまして、本日配布いたしました、資料2の「平成27年度税制改正による影響」をご覧ください。平成27年度の税制改正は、平成27年1月14日に平成27年度予算案が閣議決定される予定です。法律等の改正は3月下旬が見込まれますので、課税限度額の引上げと軽減判定所得の拡充は専決処分により3月末までに国民健康保険税条例の改正をする予定です。資料2の上段が軽減判定所得の拡充による5割2割の影響を示しています。資料の右側が改正後の見込みになります。軽減判定所得の拡充により新たに5割軽減は80人の方が該当し、2割軽減では55人の方が該当する見込みです。国保税に与える影響は、5割軽減の引上げで130万円の減額、2割軽減の引上げでは30万円の減額で、合計160万円の国保税が減額になる見込みです。次に資料の下段ですが、課税限度額の引上げの影響になります。表の右側を見ていただくと医療分は1万円の引上げで88万円の増額、支援分は1万円の引上げで55万円の増額、介護分は2万円の引上げで91万円の増額をそれぞれ見込んでいます。合計で234万円の国保税の増額を見込んでいます。軽減判定所得の拡充で160万円の減額、課税限度額の引上げで234万円の増額を見込んでいますので、差引き74万円の国保税が増加する見込みです。

以上で説明は終わりますが、委員の皆様のご質疑ご意見をお願いしたいと思います。皆様の意見をまとめて答申書を本日作成したいので、活発なご意見をお願いします。

(議長)

ただいま住民課長より説明がありました。

平成27年度国民健康保険税の改定について説明がありました。この国保税の改定案に対するご質問がございましたら、ご発言願います。何か質問はございませんか。

(委員)

今回の保険税の改定、課税限度額の改正、低所得者の軽減判定所得の拡充の考え方については、3か年で10.51%引上げるとは、すでにこの協議会で答申書を提出して決定しています。他の自治体の国保税率や繰入金等を比較すると、瑞穂町の国保に加入している人の優位性は補完されています。この諮問についてはやむをえないと考えています。ですから答申書は前年と同じような内容になるのかと思います。

(議長)

他に何かありますか。

(委員)

国保税が上がることにより、滞納者が増えることはありませんか。収入が変わらないのに、税額があがると滞納者が増える可能性はないのですか。

(住民課長)

保険税率が上がると支払いが厳しくなると思います。調定額が増えると滞納額が増えていくことが見込まれます。平成26年度に瑞穂町では、6割4割軽減を6割軽減の人は7割軽減、4割軽減の人は5割軽減とそれぞれ1割増して軽減しています。軽減の増加により1割減額して税率3%増額していますから軽減を受ける人は前年度より保険税が安くなっています。所得が低い人で滞納している人は、未納額が減ると考えています。

(議長)

他に何かありますか。

(委員)

議員さんの中には反対の意見の人もいるのですか。

(住民課長)

議員全員の方が賛成というわけではありません。国保の加入者は住民の世帯で4割、加入者が33%です。国保の加入者でない方が多いので、赤字補填している税金を本来の福祉や教育に使ってもらいたいと思って納めている税金が、国保の赤字補填に回ってしまうということがありますので、引上げをさせていただいて赤字補填額を抑えたいということでご理解いただきたいと思います。

(議長)

他に何かありますか。

なければ質疑はこれで終わりたいと思います。町からの諮問事項について、委員の皆様の意思を確認させていただきたいと思います。

諮問事項(1)「平成27年度瑞穂町国民健康保険税の課税額の改定について」異議はありますか。

・・・<委員から「異議なし」の声あり>・・・

「異議なし」と認めます。

次に、諮問事項(2)「平成27年度瑞穂町国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の拡充について」異議はありますか。

・・・<委員から「異議なし」の声あり>・・・

「異議なし」と認めます。

今までの委員の皆さんの意見をまとめると国保税率の改定は、前年度の3か年をかけて10.51%、金額8,600万円の保険税の引上げを認めていますので、その2年目であり引上げ率は前年度の計画どおりですので諮問のとおり引上げについては意義ありません。また、地方税法の改正に伴う課税限度額の引上げと保険税の軽減判定所得の拡充については、国保税の確保から課税限度額の引上げは必要である。また、保険税の軽減判定所得の拡充は、景気の回復が個人の所得にまで反映していないため、所得の少ない世帯では、消費税率の引上げにより生活が苦しくなっているため、軽減の拡充は適用すべきであると決定してよろしいでしょうか。

意見としては、昨年と同等になりますが、引続き特定健康診査の受診率の向上に努めることや、ジェネリック医薬品の差額通知の送付など医療費の抑制に努めることを申し入れることを意見として、付け加えたいと思います。

今の意見について何かありますか。

・・・<委員からは「意見なし」の声あり>・・・

それでは、瑞穂町国民健康保険税の改定については、以上のように答申書を作成したいと思います。事務局で諮問事項の答申書(案)について作成していただきますので、その間に次の議題に進みたいと思います。

議題(2)「平成27年度国民健康保険特別会計予算(案)について」事務局より説明願います。

(住民課長)

・・・資料1「平成27年度国民健康保険特別会計予算(案)について」説明・・・

・・・<説明内容省略>・・・

(議長)

次に、鳥海特定健診係長から平成27年度の特定健康診査の事業について説明をお願いします。

(特定健診係長)

・・・<説明内容省略>・・・

(議長)

次に、佐久間税務課長から収納事務について説明をお願いします。

(税務課長)

・・・<説明内容省略>・・・

(議長)

今の説明について何か質問はありますか。

なければ質疑を終わります。

・・・<事務局が作成した答申書(案)を配布>・・・

ただ今、事務局より答申書(案)を配布させていただきました。ご意見がありましたらお願いいたします。

何かご意見ありますでしょうか。

・・・<委員から「意見なし」の声あり>・・・

意見がないようですので、この答申書(案)のとおりに私が本日、町長に答申書を提出したいと思います。よろしいですか。

・・・<委員から「はい」の声あり>・・・

次に、議案(3)「その他」について、事務局から何かありますか。

(国保係長)

机上の封筒に源泉徴収票が入っています。氏名と住所を確認してください。また、本年度計3回開催した会議の委員報酬は、1月30日(金)に各委員さんの口座に振込みします。以上です。

(議長)

以上で本日予定されていた議題は全て終了いたしました。本日は皆さんお疲れ様でした。

閉 会 午後2時30分